

各部（局）長 殿

市長 阿部裕行
（公印省略）

令和 4 年度（2 0 2 2 年度）予算編成方針（通達）

令和 4 年度は、第五次総合計画第 3 期基本計画の 4 年目であり、「超高齢社会への挑戦」、「若者世代・子育て世代が幸せに暮らせるまちの基盤づくり」、「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」の 3 つの重点課題に道筋をつけ、「健幸まちづくり」をさらに推進する年度となる。

新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種の促進や感染防止策等の対策を行っているものの、その先が見通せない状況にあり、市民の日常生活やコミュニティ活動、経済活動など様々な面に多大な影響を及ぼしている。このような中、本市においては、引き続き基礎自治体として市民の生命、健康、生活を守ることを最優先とし、感染症対策や経済活動を支える取組などを切れ目なく行っていくものとする。

さらに、近年異常気象を起因とした自然災害が頻発していることから明らかとなり、地球温暖化による「気候危機」が我々の生活を脅かしている。自然災害への備えを強化することとあわせ、二酸化炭素の削減など地球温暖化対策を市民とともに進めていかなくてはならない。

また、今回の新型コロナウイルス感染症を契機に、市民のライフスタイルや働き方にも大きな変革が起きている。行政においても、デジタルトランスフォーメーションへの取組など、これまでの業務内容や実施手法を一から再検討し、この変革に的確に対応していかなくてはならない。

一方、市の歳入は、市税や税連動交付金において新型コロナウイルス感染症の影響による減収が懸念され、先行きが不透明な状況にある。そのため、各部・局とも事務事業の実施時期の再考や規模・手法の見直しなど最大限の努力と工夫を行い、改めて職員一人ひとりが現状を認識したうえ、全庁の総力を挙げた新年度予算編成に取り組むものとする。

ついては、令和 4 年度予算編成方針を以下のとおり定めるので、本通達に基づき予算を編成されたい。

〔国及び東京都の状況〕

わが国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政

策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があるとされている。

国の令和4年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。としている。

一方、東京都は、令和4年度予算は、「感染症の脅威」など大きな危機を克服し、より強靱で持続可能な都市へと進化する「サステナブル・リカバリー」を実現するため、大胆な発想で果敢に取組を進めていくと同時に、社会変革に適応した制度や仕組みへの抜本的な見直しを進めるとともに、事業の見直しを一層強化し施策の新陳代謝を促すことにより、将来にわたる財政の対応力を堅持するとしている。

〔本市の財政状況〕

令和2年度決算は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、例年行っていた事業が行えない等の理由から歳出予算の執行が少なかった半面、歳入の根幹である市税はその多くが前年の経済活動等をもとに算定されることから新型コロナウイルス感染症の影響が限定的であり、前年度比で3億円の増収となるなど歳入歳出両面の理由から、経常収支比率は前年度比3.3ポイント減少し87.3%となった。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により非常に厳しい財政状況が当面続くと見込まれるうえ、中長期的には人口減少や、高齢化の進行等により一人当たり納税額の減少が想定されるなど、先行きを厳しく見据える必要がある。

引き続き増加する社会保障関係経費や公共施設・都市基盤の老朽化対応など、財政負担が増大することを全庁で共有し、近年続いている経常経費の増加に歯止めをかけ、効率的で持続可能な行財政運営の確立を図っていかねばならない。

また、普通交付税の不交付団体である本市は、景気動向や国の制度改正による影響を受けやすく、特に景気後退局面ではその影響が大きいことから、税制改正や社会保障制度などの動きについて十分見極めるとともに、国や都をはじめとする関係機関に対し、適時適切な働きかけを実施していく必要がある。

〔令和4年度予算編成の基本的な考え方〕

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による減収が懸念される中であつても、市民の生命、健康、生活を守ることを最優先とし、感染症対策や経済活動への支援については、着実に切れ目なく行っていく。また、令和2年6月の「気候非常事態宣言」を踏まえ、環境負荷の低減に向けた取組を一層推進していく。一方、この状況下で大きな変容を迎えている社会動向や新たな行政ニーズを踏まえ、既存事業や計画を厳しく検証し、前例にとらわれない徹底的な見直し、発想の転換を行うことで、持続可能な行財政運営を堅持していくものとする。以下を基本的な考え方として新年度予算編成に取り組むものとする。

1 ウィズコロナ、ポストコロナに向けた取組

新型コロナウイルス感染症は、依然として市民生活や経済活動へ大きな影響を及ぼしている。引き続き、感染症対策の徹底を行いながら、長期化を見据えた生活支援や経済活動への支援など、地域に活力を取り戻す取組を切れ目なく実施すること。

2 「気候非常事態宣言」を踏まえた環境負荷低減に向けた取組

地球上のすべての生き物にとっての緊急事態である「気候危機」について、市民と問題を共有するとともに、使い捨てプラスチックの削減、脱炭素社会に向けた施策について全庁をあげ積極的に展開すること。あわせて、近年頻発している異常気象を起因とした自然災害への備えなど、防災機能の強化にも取り組むこと。

3 健幸まちづくりのさらなる推進

新型コロナウイルス感染症の影響下であっても、第3期基本計画の基盤となる考え方である「健幸まちづくりのさらなる推進」を図っていくこと。特に、コロナ禍におけるフレイル対策など健康二次被害の防止に向けた取組、増加する生活困窮への対応、孤立を防ぐための受け入れの場の確保及びデジタル活用等による交流機会の確保に留意して事業を構築すること。

また、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」や12月議会で上程予定の「(仮称)多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を踏まえ、共生社会の実現に向けた取組を行うこと。

4 魅力あるまちづくり

令和4年度はパルテノン多摩のリニューアルオープンを控え、その後も中央図書館整備事業、諏訪・永山地区の第2期住宅市街地総合整備事業、令和2年度に完了した聖蹟桜ヶ丘北地区土地区画整理事業区域内の民間による大規模開発事業の進捗が見込まれ、まちの姿が大きく変わってくることとなる。また、コロナ禍により、生活様式や働き方など市民の暮らし方にも大きな変容が訪れている。この機をとらえ、時代に適応した施策や仕組みづくりに向け事業を抜本的に見直し、誰もが安心して希望を持って暮らせる、魅力あるまちづくりに取り組むこと。また、市制施行50周年事業などを通じ、いつまでも住み続けたいと思えるまちの実現を図ること。

さらに、本市のさまざまな魅力を効果的に広く発信し、来街促進や若者・子育て世代の流入と定住促進につなげ、少子化が進む中でもまちの活力を高めていく取組を進めること。

5 持続可能な行財政運営に向けた取組の強化

限られた予算と人材で持続可能な市政運営を行っていくため、事業の有効性や手法を一から見直した上で、デジタル技術や公民連携の積極的な活用など、効率性の向上、経常経費の削減を図ること。また、庁舎や複合施設など公共施設の老朽化問題についても「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」の取組を着実に進めること。

[留意すべき事項]

- (1) 市議会の予算決算特別委員会における提案等について、その趣旨を斟酌のうえ、新年度の予算編成ほか今後の事業展開に活かすこと。併せて、監査委員からの指摘事項に留意し、歳入・歳出ともその根拠や内容を組織内で十分議論・確認し、年間の所要額を見通した適切な予算編成を行うこと。
- (2) 多摩市自治基本条例に基づくまちづくりを基本に市民生活のさらなる推進を図るため、市民との対話や情報共有、市民団体・NPOなどと様々な分野での協働を一層推進すること。また、新たな担い手の確保や大学や地元企業との連携をさらに進めること。
- (3) 地球温暖化対策及び使い捨てプラスチックの削減などの実効性のある取組を進めるため、施設等の改修・整備や物品の購入にあたっては、環境への配慮とともに、後年度のランニングコスト削減を十分に考慮した仕様とすること。
- (4) 市民生活に影響する社会保障制度等、国や都による諸制度の改正動向に十分留意し、遺漏なきよう適切に対応するとともに、補助金等の有無に関する情報を把握、確認し、他部署での適用などを含め庁内で情報を共有し、積極的に新たな歳入確保に努めること。
- (5) 制度改正等の周知については、市民に理解を得られるよう工夫を図ること。また、昨今の状況を踏まえ、デジタル技術の活用を積極的に行い必要な情報が必要な人に届く手法を十分検討すること。
- (6) 行政評価と予算の連動の取組として、評価結果に基づく施策の方向性を予算編成に反映し、目的を達成している事業や代替の方策により実施可能な事業については廃止・縮小・統合など、精査・見直し等を行うこと。
- (7) 「行財政運営手法の転換」の観点から、民間活力の導入や他自治体との共同実施など、行政の役割を再検証し、根本から手法を見直すことに加え、広告の活用など、一般財源に依存しない手法による取組についても引き続き推進すること。また、AIやRPA等ICT技術の活用、弾力的な人員配置による業務執行体制の構築など、より効率的かつ正確な事務執行体制の確立を図ること。また、都市基盤施設の整備・改修方法の検討を進め、都市計画税の有効な活用を図ること。
- (8) 上記のほか、令和3年8月31日付企画政策部長通知文書「令和4年度予算要求書の提出について（依頼）」を確認の上、進めること。